

弁護士報酬請求書

平成23年10月25日

沖縄市長 東門美津子 殿
沖縄県知事 仲井真弘多 殿

請求人	小橋川 共 男
請求人ら代理人弁護士	外 2 5 8 名
同	原 田 彰 好
同	籠 橋 隆 明
同	御 子 柴 慎
同	長 谷 川 鈇 治
同	白 川 川 秀 之
同	間 宮 川 静 香
同	栗 山 知
同	龜 口 崇
同	堀 雅 博
同	横 江 崇
同	日 高 洋 一 郎
同	齊 藤 祐 介
同	喜 多 自 然

- 第1 弁護士報酬を請求する住民訴訟の表示
- 1 那覇地方裁判所平成17年(行ウ)第7号, 同第8号
泡瀬干潟埋立公金支出差止等請求事件
平成20年11月19日判決言渡し
 - 2 福岡高等裁判所那覇支部平成20年(行コ)第5号
泡瀬干潟埋立公金支出差止等請求控訴事件
平成21年10月15日判決言渡し

第2 請求の趣旨

上記の各訴訟に関する地方自治法242条の2第12項に基づ
く弁護士報酬金として,

沖縄市長は, 請求人らに対して, 1050万円(消費税込み)
を支払うこと

沖縄県知事は, 請求人らに対して, 1050万円(消費税込み)
)を支払うこと

をそれぞれ求める。

第3 請求の理由

1 上記各事件（一括して本件訴訟という。）は、平成21年10月30日、上告期間が経過したことにより、原告らの一部勝訴が確定した。

2 地方自治法は242条の2第12項は、住民訴訟を提起した者が勝訴した場合において、弁護士に報酬を支払うべきときは、当該普通地方公共団体に対して、その報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払いを請求することができる」と規定している。

本件では、請求人らは、弁護士に対して、日本弁護士連合会報酬基準に基づいて算定した弁護士報酬（着手金、報酬金）を支払うこととしているから、上記規定の「弁護士報酬を支払うべきとき」に当たる。よって、請求人らは、沖縄市及び沖縄県に対して、弁護士報酬の支払いを請求することができる。

第4 請求する弁護士報酬金の金額の算定について

1 地方自治法242条の2第12項は、地方公共団体が支払うべき弁護士報酬は、「相当と認められる金額」と定めている。この「相当と認められる金額」は、「住民訴訟において住民から訴訟委任を受けた弁護士が当該訴訟のために行った活動の対価として必要かつ十分な程度として社会通念上適正妥当と認められる額をいい、その具体的な額は、当該訴訟における事案の難易、弁護士が要した労力の程度及び時間、認容された額、判決の結果普通地方公共団体が回収した額、住民訴訟の性格その他諸般の事情を総合的に勘案して定められるべきもの」（最高裁平成21年4月23日判決）とされている。

2 本件訴訟では、同規定に基づき相当と認められる弁護士報酬の金額は、日本弁護士連合会が定めていた「旧日本弁護士連合会報酬等基準」（以下「基準」という。）を参考にすると、以下の金額となる。

（1）中城湾港（泡瀬地区）公有水面埋立事業・臨海部土地造成事業及び沖縄市東部海浜開発事業に関する沖縄県の財政支出は、下記の合計金468億円である。

埋立てに係る事業費 181億円

埋立完了後の土地利用に想定される事業費

国からの埋立地取得費 約 2 1 3 億円

地盤改良費 約 4 2 億円

基盤整備費 約 3 2 億円

もっとも、沖縄県の上記事業費のうち、約 2 0 億円はすでに支出され、これに関する損害賠償請求は却下されている。さらに、下記記載の沖縄市の埋立地取得費 1 8 4 億円は、沖縄県に支払われることになる。これらを踏まえると、沖縄県の財政支出は、実質的には、上記 4 6 8 億円から 2 0 億円及び 1 8 4 億円を差し引いた 2 6 4 億円となる。

一方、沖縄市の財政支出は、下記の合計金 2 7 5 億円である。

埋立完了後の土地利用に想定される事業費

沖縄県からの埋立地取得費 約 1 8 4 億円

基盤整備費 9 1 億円

- (2) 基準によれば、事件の経済的な利益の額が 3 億円を超える場合には、その 4 % + 7 3 8 万円が、報酬金となるとされている。

本件においては、上記の住民訴訟によって沖縄市及び沖縄県が支出を免れた額が「経済的な利益の額」になるというべきであり、それを基準にして報酬金を算出すると、以下のとおりである。

沖縄県 経済的な利益の額 2 6 4 億円

報酬金 1 0 億 6 3 3 8 万円

沖縄市 経済的な利益の額 2 7 5 億円

報酬金 1 1 億 0 7 3 8 万円

なお、本件では、沖縄市及び沖縄県は (1) の金額の支出を現実には免れているのであり、基準にいう「経済的利益」が「算定不能の場合」に当たるということはできないから、上記のとおり計算するのが正当だというべきである。

- (3) 以上に加え、本件については、とくに下記の事情も参照されるべきである。

相当数の弁護士が選任され、代理人としての職務と活動を行った。

本件訴訟は、提訴の平成 1 7 年 5 月 2 0 日から勝訴判決確定に至るまで 4 年 5 か月の長期間に渡った。

事案が複雑であり、争点が多岐にわたるものであった。

(4) 上記のすべての事情を勘案すれば、「報酬額の範囲内で相当と認められる額」は、(2) に記載した額を上回るものとなるが、諸般の事情を考慮し、沖縄市及び沖縄県に対して、それぞれ1050万円を請求する。

第5 その他

1 本通知書に対するご回答は、

〒900-0021 那覇市泉崎2丁目2番地5 沖縄合同法律事務所

弁護士 喜多自然

電話 098-853-3281

FAX 098-853-8356

宛てにお願いいたします。

2 請求人の「外258名」については、別途請求人名簿を郵送いたします。

以上